

願いから動きへ

2018.11.1
49

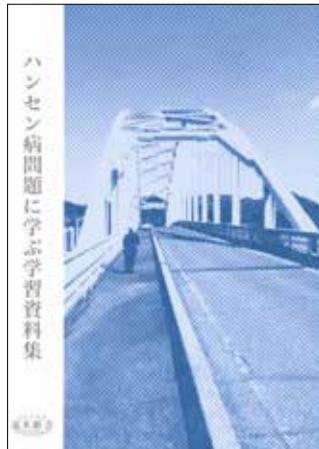
このたび、近現代におけるハンセン病問題の歴史と大谷派の関わりを学ぶ資料集、『ハンセン病問題に学ぶ学習資料集』を発行しました。編集にあたっては、ハンセン病問題に関する検証会議、国賠訴訟弁護団等、また回復者や家族の方々からご協力をいただきました。心よりお礼を申し上げます。

この『資料集』は、ハンセン病問題の歴史を「第一章 いのちに対する罪」、「第二章 闘いの歴史」と二章に分け、およそ80件の資料を収録しています。卷頭の論文「概説・真宗大谷派とハンセン病問題」で、真宗大谷派とハンセン病問題との関わりを概観していただき、各章・各節の歴史資料に触れていただける構成となっています。また、巻末には「近現代ハンセン病問題略年表」を収録し、明治期以降の歴史の流れの中でハンセン病問題の経緯と大谷派の関係をたどることができます。

このたび、近現代におけるハンセン病問題の歴史と大谷派の関わりを学ぶ資料集、『ハンセン病問題に学ぶ学習資料集』を発行しました。編集にあたっては、ハンセン病問題に関する検証会議、国賠訴訟弁護団等、また回復者や家族の方々からご協力をいただきました。心よりお礼を申し上げます。

ご存知のようにハンセン病は、らい菌による感染症ですが、その感染力は弱く、今日ではたとえ感染し発病しても治療法が確立しており、完全に治癒できる病気です。全国各地の療養所にとどまる入所者も完治された回復者です。

一九〇七年（明治40年）、国は法律第十一号「癞予防ニ関スル件」を制定し「患者」を強制的に隔離して一一〇余年。一九九六年に「らい予防法」が廃止され、大谷派も「謝罪声明」を表明しました。その後20余年が過ぎましたが、この法律により作られた差別と偏見は、廃止されてなお回復者の社会復帰を妨げ続けています。このような差別と排除がどのようにして生じ、どのようにはたらいてきたのか。また、私たちはこの差別や偏見に対してもどのように対峙してきたのか。むしろ差別・偏見を一緒になつて形成してきたのではないか。この病に対する差別や偏見の原因はどこにあり、私たちとどのような関係があるのか。『資料集』の刊行は、これらを共に学ぶことを第一の目的としています。豊富な基礎資料を収録したこの『資料集』が、これらの問題を考えるために手がかりとなることを心より願っています。



『ハンセン病問題に学ぶ学習資料集』発行！

編集：真宗大谷派解放運動推進本部
真宗大谷派ハンセン病問題に関する懇談会

定価：1,200円（税別）

目次

発刊にあたって 概説・真宗大谷派とハンセン病問題
第一章 いのちに対する罪
第1節 「らい予防法」とは
第2節 入所者の被害
第3節 皇恩の強調
第4節 大谷派の慰安教化
第5節 市民の差別意識
第6節 退所者・非入所者・家族の被害
第7節 沖縄の被害
第8節 旧植民地、日本の占領地域における被害

第二章 闘いの歴史
第1節 全患協・全療協の闘い
第2節 退所者の闘い
第3節 ハンセン病国賠訴訟という闘い
第4節 ハンセン病国賠訴訟後の闘い
第5節 韓国小鹿島更生園・台湾樂生院補償請求訴訟の闘い
第6節 ハンセン病療養所の将来構想・永続化に向けて
第7節 慰安教化の克服
第8節 小笠原登の闘い
近現代ハンセン病問題略年表
各療養所の所在地および入所者数一覧

■購読はこちらから
読みま専科 TOMOブック

http://books.higashihonganji.or.jp/defaultShop/Disp/CSfLastGoodsPage_001.jsp?GOODS_NO=21463&dispNo=



第11回 真宗大谷派ハンセン病問題全国交流集会にむけて①



前回の交流集会(山陽教区)での懇親会の様子(2016年4月)

お待たせしました！

富山に気いつけて来らあ～れ。 待つとっちゃんや！

2019年9月、真宗大谷派主催の「第11回真宗大谷派ハンセン病問題全国交流集会」を富山県(富山教区と高岡教区)で開催する準備を進めています。療養所の無い地域での開催は、京都を除けば2008年の高山教区以来となります。

前回の山陽教区での交流集会(2016年4月)では「私たちの歩み—そこには人がいる—らい予防法廃止、謝罪声明から20年」のテーマのもと、邑久光明園・長島愛生園・姫路船場別院本徳寺を会場に、富山教区・高岡教区からも参加しました。

その交流集会で感じたことは、出会ったお一人おひとりとの語りあいをとおして、すでに亡くなられた方々ともその場で出会わせていただいたということです。これまでの

交流の歴史は、現在に至るまでつながり続けているのだということを感じました。そして、そのつながっていく時間に富山も入れてほしいと感じたのです。このような時間と場所を、療養所は無いけれども富山でも開いていきたいと感じました。交流集会の歴史と、多くの方々の協力によつて、その

思いを今回の交流集会開催という形にすることことができました。

今回も開催される「第11回真宗大谷派ハンセン病問題全国交流集会」は、前回から3年5か月後に開催されます。このたび発行された『ハンセン病問題に学ぶ学習資料集』の最後に、国立ハンセン病療養所入所者数・平均年齢が記載されています。2018年5月1日現在で入所者数は1,333人、平均年齢は85・5歳。「来年の開催」ということもどかしい思いと、焦る気持ちを抑えつつ、丁寧に一日一日を積み重ねて当日を迎えることを思っています。

ご参加いただいた皆さん的人生に「富山での全国交流集会に参加してよかったです！」という時間を加えていただけるよう楽しんで準備していきます。2019年9月、富山に気を付けてお越しください。お待ちしております。

山県内で学習会を迎えるために、富山県内で学習会を重ねるなど、

富山に住む私たちに見えていなかつた悲しみや苦しみの声に学んでいくところから始めています。また、国のハンセン病隔離政策に積極的に協力し、入所者とその家族の尊厳を奪つてきた歴史が真宗大谷派にはあります。その課題が自らの課題になるような出会いの場を作つていきたいと思つています。交流集会とその後を見据えて、一つひとつの場と出会いを大切にしていきたいと思います。



世のいのりにこころいれて

(親鸞聖人の言葉「御消息集」真宗聖典 568 頁)

世に満ちている「人間でありたい」「本当に生きたい」という人々のいのりを、ちゃんと聞きながら…

伊奈教勝さんの言葉をたずねて

「私は本名を名告る。
な

本名を名告って「らい」の現実を訴える」

ハンセン病回復者で真宗大谷派僧侶・伊奈教勝さん(1922年~95年)は、戦後ハンセン病を発病し、長島愛生園への入所を余儀なくされました。入所後は親鸞聖人の流罪時の名前から「藤井善」を園名にされていましたが、1988年に本名の伊奈教勝を名告り、各地でご自身の経験を証言し、ハンセン病の理解と「らい予防法」廃止を訴えてこられました。伊奈さんは、強制隔離政策をおし進めてきた国と、国に追随し「慰問布教」という形で布教を行ってきた仏教、とりわけ浄土真宗のあり方こそが、ハンセン病への偏見・差別を助長したと厳しく指摘しています。表題の言葉は、国と私たちのあり方を問う、伊奈さんの決意として受け止めたいと思います。

2016年2月、ハンセン病家族訴訟が熊本地裁に提訴されました。568名もの家族が原告になり、家族も偏見・差別を受けたとして、国に謝罪と損害賠償を求めている裁判です。裁判では、親がハンセン病だという理由で親戚や友人から疎まれ苛められたこと、そのことで親を恨んでしまったこと、進学、就職、結婚といった人生の大切な選択の場面で非常に大きな制約を受けてきたことなど、お一人おひとりがご自身の人生を振り返り、語られました。

提訴の後、沖縄で原告のOさんに話を聞きする機会がありました。Oさんは「原告になることには戸惑いがあった。しかし差別の実態を社会に知ってほしかったから」と、その決意を話してくださいました。同時に、Oさんと共に地元で活動を続けている家族たちがいることも知りました。伊奈さんの言葉が、あらためて、原告、そしてそこに連なる家族たちのすがたに重なって響いてきます。家族訴訟は、親、きょうだい、そして自分自身の人生を取り戻すための闘いであります。お一人おひとりの「名告り」だと感じずにはいられません。

伊奈さんは、「本当の人間回復とは、私を園に送り込んだ側、差別した側も共に回復することです。私を隔離することを容認している間は、本当の喜びはないのであって、私が人間回復し、家族を始めとする親戚の人々と一緒にになった時が、初めて本当に自他ともに人間回復するときです」と語られています。国の隔離政策が及ぼした被害をあらためて問うると同時に、私自身のハンセン病問題への向き合い方が厳しく問われます。

家族訴訟は今年12月21日に最終弁論を迎え、弁護団は来年春の勝訴判決をめざしています。この裁判が、国と社会の責任を明らかにし、家族たちが被害を乗り越え、それぞれの関係が回復する機会になるよう、今私たちにできること、そしてこれからできることを考えていきたいと思います。

解放運動推進本部 近藤恵美子



啓発リーフレット
「ハンセン病問題を知るために」

http://www.higashihonganji.or.jp/release_move/leaflet/



ハンセン病回復者支援センターの活動をとおして 〈最終回〉



社会福祉法人 恩賜済生会支部大阪府済生会

ハンセン病回復者支援センター

コーディネーター 加藤めぐみ

セン病の症状だと説明するというような場合です。

また、「癩」「癩病」という表現には蔑んだ、穢れていふという意味を含んでるので、当事者運動で訴えてきて、やつと1996年に「ハンセン病」に病名変更したのに、あえて用いる人がいます。現在も論文や小説、記事、劇の台詞などにも本当に多く出てきます。気づいた時に、ただしていかなければならぬ問題です。もちろん、ハンセン病の場合、「らい菌」や法律名の「癩予防二関スル件」など「癩」「らい」を使わなければ説明できないものもあります。でもそれ以外の当事者を傷つける表現は避けるべきです。

ハンセン病に対する偏見・差別は現在も

ハンセン病療養所や地域で暮らしておられるハンセン病回復者が、病歴を明かして生活できないのはなぜか？それは、ハンセン病に対する偏見・差別が現在もあるからです。家族や親族に迷惑をかけてはいけないという思いがあるから、名前と顔を出せないので。そして、ご自身もこれ以上辛い思いをしたくないから、ハンセン病歴を明かせないのです。

ハンセン病とはどんな病気かを説明する時、残念ながら現在でも間違った説明をする人がいます。たとえば、ハンセン病後遺症である末梢神経麻痺によつて痛さや熱さがわからず怪我や火傷を繰り返し、骨髄炎を起こして引き起こされた二次障害である「指が無くなる」という状態をハン

地域で暮らしているハンセン病回復者

ハンセン病療養所を退所した人（退所者）、療養所に入らずにいたハンセン病だった人（非入所者）は、全国で何



毎年、ハンセン病関西退所者原告団「いちょうの会」と仲間たちが一緒に餅つき交流会を開催しています。

2018年1月20日、真宗大谷派 泉勝寺(大阪府大東市)にて。

人おられるのかはわかりません。2001年に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で国が敗訴したあと、やつと地域で暮らす回復者にも2002年度から「退所者給与金」になりました。2018年4月1日現在、全国で退所者給与金受給者は1,054人、非入所者給与金受給者は83人で、合計1,137人です。ハンセン病歴を配偶者や子どもにも隠している人も多く、「コウセイロウドウダイジン」と印字されて2カ月に1回振り込まれる給与金を受給すると、家族にわかつてしまうので、扶養加算は申請しないという人もいます。

ハンセン病と聞くだけでも嫌だと、ハンセン病問題に関する情報は全部避けてこられたため、給与金の存在を10年間も知らない人もいました。

ハンセン病に対する偏見を助長し、差別をしてきた国・地方公共団体の責任は重い

ハンセン病隔離政策のもと、ハンセン病が恐ろしい病気だということを広めてきたのは国と地方公共団体です。国は地方公共団体間で競わせ、市民向け研修会をした回数、療養所に入所させた人の数を報告させてきました。あまりにも徹底して喧伝してきたので、この間違った知識は、現在多くの市民、そしてハンセン病回復者とその家族自身をもとらえて離さないのでです。だからこそ、現在もなおハンセン病問題の啓発ではハンセン病についてどのように説明するかがとても大切なことなのだと思います。

ある回復者の方は、「ハンセン病をうつさないかと心配

で、自分の子どもや孫を抱けなかつた」とおっしゃいます。療養所入所者の家族の方は、「お正月に帰省してきた時、親戚の子を近づけないようにしている。病気がうつったら困るから」とおっしゃいました。「ハンセン病は治る病気だ。しかし、ハンセン病は治っていると医師から説明されたことはない」という回復者の方もいます。国と地方公共団体は、啓発予算を組んで徹底したハンセン病問題啓発事業に取り組んでほしいと思います。

ハンセン病回復者・家族の生き方が 変わるきっかけ

ハンセン病歴を隠して地域で生活している回復者と家族は、誰にも話さずに暮らしておられます。でも、ハンセン病回復者支援センターやハンセン病問題解決に取り組む市民と出会い、交流する中で、ハンセン病歴を明かしても差別されないし、むしろ人との関係がより深くなっていくことを実感したとおっしゃる退所者がいます。また、ハンセン病隔離政策の歴史や闘いの歴史を知る中で、なぜもつと早く学習しなかったのかと悔しい思いをしている方もいます。

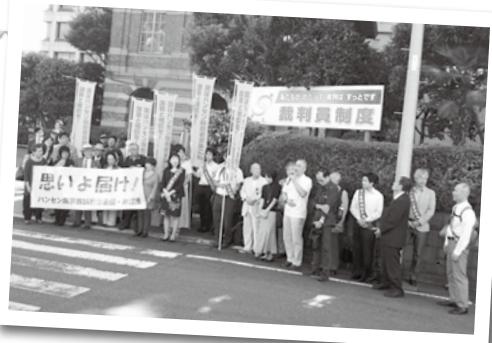
「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟やハンセン病家族訴訟の原告の方々も同じ思いです。そして、何がハンセン病回復者や家族の気持ちを変えたのかというと、それは、多くの人々との関わり・交流ではないでしょうか。ハンセン病歴を明かして生活しても大丈夫だという気持ちにさせたのだろうと思います。ハンセン病回復者支援センターも、一緒に頑張っていきたいと思いをあらたにしています。

* 加藤めぐみさんには前号から2回にわたり連載いただきました。ありがとうございました。(編)

連載 ハンセン病家族訴訟

原告が訴えかけるもの②

2016年2月、ハンセン病回復者の家族によって熊本地裁に国賠訴訟が起こされました。今年(2018年)9月に本人尋問が終わり、12月21日には最終弁論を迎える予定です。裁判が進む中で明らかになってきた家族の被害や課題、弁護士としての思いを、前号に引き続き大槻倫子弁護士に執筆いただきます。



第14回口頭弁論期日の門前集会(2018年9月10日)

おつきのりこ
ハンセン病家族訴訟弁護団 大槻倫子

国がハンセン病隔離政策をおし進める中で重要な役割を担った「無らい県運動」は、一般市民のハンセン病に対する恐怖心をあおり、ハンセン病患者およびその家族に対する偏見を、社会の隅々にまで植え付けました。

今年3月から9月まで行われてきた原告本人尋問においては、ハンセン病家族として、偏見・差別を受ける地位におかれてきたことにより被ってきた苛烈な被害が、日々に語られました。

石を投げられ、「うつる」「汚い」と差別されてきた原告。

家を焼かれ、地域から排除された原告。

40年間の結婚生活の中で、最愛の夫が亡くなるまで家族の病歴をひた隠しにし続けた原告。

ある原告は、姉が収容される際に大々的な消毒を経験し、以後、大切な姉の存在をひた隠しにする人生を余儀なくされてきました。目立たないように、様々な可能性や夢をあきらめてきた人生をふりかえり、彼は自らを「逃亡者」と称し、「犯罪者のように扱われてきた」と憤りを顕わにしました。

原告らは常に、自らがいつ差別に晒され、あるべき人生を奪われてしまうか分からぬといふ恐怖に怯えながら生きてきたのです。

私たちは、今回の家族訴訟の目的・意義を4つ掲げています。

- ・国の責任を明らかにし、謝罪を勝ち取ること。
- ・原告お一人おひとりが自らの人生を振り返り、被害を乗り越えていく契機にすること。
- ・病歴者本人と家族、家族同士のつながりや関係を紡ぎなおすこと。
- ・社会の責任を明らかにすること。

無らい県運動において密告や通報を行い、家族に石を投げ、排除してきた私たちの社会。今なお、若い世代にも、結婚差別を初めとする偏見差別による被害が続いている。声高に結婚反対を叫ぶ人がいた時に、周囲の人が「それはおかしい」と言えない。積極的な加害者だけでなく、それを黙認・許容する多数の人が存在するということです。

どうすれば、この状況を変えられるでしょうか。社会を構成する私たち一人一人が、自分の問題として向き合うこと。

当事者と出会い、当事者の声を聞き、ともに語らうこと。

そのことから、「偏見差別はおかしい」と自然に言える状況や人を、少しずつでも増やしていくことが必要なのではないでしょうか。

今、私たちは、今年12月の結審、来年(2019年)春の勝訴判決を目指しています。

勝訴判決の獲得、そして、家族たちの真の被害回復の実現、社会内の偏見差別の解消をめざして共に歩んでいただきますよう、どうかよろしくお願いします。

*大槻倫子弁護士には前号から2回にわたり連載いただきました。ありがとうございました。(編)

*ハンセン病家族訴訟弁護団ホームページ
<https://hansen-kazoku-sosyou.jimdo.com/>



*ハンセン病家族訴訟応援団 Facebook
<https://www.facebook.com/familysupporter/>



私の一枚

たつた一度のタイムマシン

一般社団法人ヒューマンライツふくおか 理事 藏座江美

菊地恵楓園絵画クラブ「金陽会」の作品調査を本格的に始めて2年半、願い続けてきた奄美大島での里帰り展「ふるむと、奄美に帰る」がこの春ついに実現した。

金陽会メンバーで奄美大島出身の奥井喜美直さん（きみなお）の妹さんが、会場の奄美文化センターに2度田に姿を現した時、お兄さんの描いた絵がたくさん残されていることを知つてほしくて、パソコンに保存していた画像を見てもらつた。クリックする間ももどかしいと言わんばかりにパソコンを覗きこまれる妹さんの姿が今でも目に浮かぶ。

200点以上残されている奥井さんの作品の一点を指さし

て、妹さんは「これは姪っ子です」と言られた。その絵はすっとモデルがわからなくて気になっていた作品だった。会期中に姪っ子さんにこの絵を観てもうれる口が来るといいなと思っていたが、その日はあつけなづくひすぐ訪れた。

その晴れ着姿の写真には「昭和48年」（1973年）と記されていた。45年前の奥井さんの想いが姪っ子さんに届けられたその瞬間だけ、私はタイムマシンになつた。

私をして通り過ぎようとした。ひょっとして、親族の方かもしないと声をかけたり、まさしくその方が奥井さんの姪っ子さんだった。すぐにパソコンを取り出してその絵を覗てもうつた。みるみるうちに涙ぐまれ、「私です」と言われたときのことは一生忘れないと思つ。

「自身の成人式の晴れ姿の写真を叔父である奥井さんに送つた」と、まさか描いてくれているなんて思いもしなかつた」となどを語つてくださった。後日、奥井さんに送つたというその写真を持ってきてくださり、間違いくそとの写真を観て描かれたことを

日の当たりにして、奥井さんが姪っ子さんをどれほど大切に自慢に思つていらつしゃつたのか強烈に伝わってきた。想いを込められた絵は絵という存在を超えるのだと思つてもらつた。想いを込められた絵は絵という存在を超えるのだと思つてもらつた。

その晴れ着姿の写真には「昭和48年」（1973年）と記されていた。45年前の奥井さんの想いが姪っ子さんに届けられたその瞬間だけ、私はタイムマシンになつた。

《タイトル不明》奥井喜美直 1973年頃
油彩、キャンバス 41.0 x 32.0cm 個人蔵

翌日の午後、展覧会場を後にする女性が軽く会

ここでも「金陽会」の
作品に会えます！

菊池恵楓園金陽会作品展
「知らない」を観に行こう。

2018年 11月25日(日)、27日(火)～30日(金)

時間◆9:00～16:00

場所◆愛知県あま市美和文化会館 2階 アートスペース

問い合わせ◆あま市企画財政部 人権推進課 ☎ 052-444-0398

報告

「ハンセン病家族訴訟」 公正な判決を求める要請署名を提出しました。

寺院・教会、各教務所における協力、宗派が主催する各研修会・学習会での呼びかけなどにより、宗派としてこの要請署名を集約し、「ハンセン病家族訴訟弁護団（熊本中央法律事務所）」へ送付しました。集まった署名は、7月24日に弁護団から熊本地方裁判所に提出されました。ご協力ありがとうございました。

宗派集約分 **8,512 筆**

(第1次締切／3月末、第2次締切／6月末を合算)

熊本地裁提出総数 **88,736 筆**

(7月24日現在)

9月10日現在、弁護団には10万筆を超える署名が集まっています。さらに署名を呼びかけ、12月18日に熊本地方裁判所に再度提出する予定です。集めていただいた署名については、12月10日までに解放運動推進本部、もしくは熊本中央法律事務所に送付してください。引き続きご協力をよろしくお願い申し上げます。

※FAXでは受付できませんので、郵送にてお送りください。

※熊本中央法律事務所

〒860-0078 熊本市中央区京町2-12-43

☎096-322-2515

お知らせ

富山で
待つとっちゃ!!
・(富山県でお待ちしています)

第11回 真宗大谷派ハンセン病問題全国交流集会

富山から考えるハンセン病問題 ～病そのものとは別の苦しみ～

◆開催日 2019年9月13日（金）～14日（土）

◆場所 富山市および 南砺市

あとがき

ハンセン病家族訴訟で教えていただいたことの一つは、ご家族の被害は一様ではないということです。差別・偏見によって社会から排除していくという被害もあります。お一人おひとりによって被害のすがたは違うのです。

私は被害ということすら自分の先入観でどうえ、ひとくくりにし、目の前におられる方に出会いいていなかつたのかもしれません。今年、療養所の交流聞法会にお参りしたときのことです。参加者が連れてきた子どもたちが、入所者の方と楽しそうに遊んでいました。そのとき、一人の入所者の方が私を振り返り「これでいいの？」と尋ねてこられました。「何が？」と聞き直したところ、「子どもと遊んだことがないから、遊び方が分からんや」と言われ、私は次の言葉が出てきませんでした。この方と出会い何年も経っているけれど、私はこの方のことを何も知らなかつたのだとういうことを思い知らされました。

「隔離の反語は交流である」と言われた方がいらっしゃいました。自分の先入観や思い込みを破る道は、交流と出会いによって開かれていくのでしょうか。来年（2019年）9月、富山県で第11回真宗大谷派ハンセン病問題全国交流集会が開催されます。現在、開催に向けての学習会や研修会が、富山・高岡両教区を中心に進められています。一步踏み出し、一人ひとりと交流し、出会える場所に身を置きたいと思います。ハンセン懇広報部会チーフ 谷 大輔

真宗大谷派ハンセン病問題に関する懇談会 ネットワークニュース



真宗大谷派ハンセン病問題に関する懇談会
ネットワークニュース『願いから動きへ』49号

発行日 ● 2018年11月1日

発行人 ● 草野龍子

発行 ● 真宗大谷派解放運動推進本部

〒600-8164

京都市下京区上柳町199番地

真宗教化センター しんらん交流館

TEL : 075・371・9247

FAX : 075・371・9224

E-mail :

kaiho@higashihonganji.or.jp